



問い合わせ先：米沢市こども課(市役所2階) ☎0238-22-5111 (内線3610・3604)

このしおりの「保育所・認定こども園等」とは、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、施設型給付を受ける幼稚園、私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことを言います。

目次

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1	7-1 私学助成を受ける幼稚園の教育時間のみの利用を希望する方の申請 (Ⅲの申請)・・・・ P 8
2 保育所・認定こども園等について・・・・ P 1	7-2 私学助成を受ける幼稚園で保育の必要性があり、預かり保育事業も利用する方の申請 (Ⅳの申請)・・・・ P 9
3 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、施設型給付を受ける幼稚園の利用を希望する場合・・・・・・・・ P 3	8 保育所、認定こども園(2号・3号)、小規模保育事業所の利用を希望する方の利用申請 (Ⅱの申請)・・・・ P 10
4 私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみを除く)の保育料無償化のための申請について・・・・ P 4	9 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみを除く)の利用を希望する方の申請 (Ⅳの申請)・・・・ P 13
5 保育の必要性の認定 (Ⅱの申請及びⅣの申請)・・・・ P 5	10 保育料及び幼児教育・保育無償化について・・・・ P 14
6-1 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園(1号)の利用申請 (Ⅰの申請)・・・・ P 6	11 3歳以上の主食費・副食費について・・・・ P 15
6-2 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園(1号)で保育の必要性があり、預かり保育事業も利用する方の利用申請 (Ⅰの申請+Ⅳの申請)・・・・ P 7	12 その他・・・・・・・・ P 16

1 はじめに

このしおりは、米沢市における保育所・認定こども園等に係る各種認定申請及び利用申請に関する手続きについて記載していますので、内容をよく読んで申請してください。

なお、各種認定を受けることができるのは、利用開始希望日時点で保護者、子どもともに米沢市に住民票のある方になります。

<特別な支援が必要なお子さんについて>

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前に市こども課または利用を希望する施設へ相談してください。また、お子さんの心身の状態や発達について、気がかりな点やご心配事がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがなどがある場合は、申請書に記入してください。

2 保育所・認定こども園等について

※施設の一覧は別紙「各施設一覧」をご確認ください。

毎日子どもを預けられる施設

施設	対象年齢	保育料	入所要件
①保育所 保護者が就労や病気などの理由で日中お子さんを保育できないとき、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。	0歳児クラス～ 5歳児クラス	★0歳児クラス～2歳児クラス 市民税額で算定し、市で保育料を決定します。 ★3歳児クラス～5歳児クラス 保育料は発生しませんが、副食費等の実費負担金を施設に支払います。	保育を必要とする子ども

施設	対象年齢	保育料	入所要件
②認定こども園 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園部分を利用する子どもの教育時間の前後・長期休業等に預かりを行う ⑦預かり保育事業 も行っていきます。	<幼稚園部分> 満3歳～ 5歳児クラス <保育所部分> 0歳児クラス～ 5歳児クラス	<幼稚園部分> ★満3歳～5歳児クラス 保育料は発生しませんが、副食費等の実費負担金を施設に支払います。 <保育所部分> ★0歳児クラス～2歳児クラス 市民税額で算定し、市で保育料を決定します。 ★3歳児クラス～5歳児クラス 保育料は発生しませんが、副食費等の実費負担金を施設に支払います。 ⑦預かり保育事業（幼稚園部分利用者） 施設で設定する保育料が発生します。（※保育の必要性がある子どもは無償化の対象となります。）	<幼稚園部分> なし <保育所部分> 保育を必要とする子ども
③小規模保育事業所 市町村が認可する事業で、0歳児クラス～2歳児クラスの子どもの保育する定員6～19人の施設です。	0歳児クラス～ 2歳児クラス	市民税額で算定し、市で保育料を決定します。	保育を必要とする子ども
④施設型給付を受ける幼稚園 学校教育法で定められた教育施設です。私学助成を受ける幼稚園とは、申請手続きが異なります。 教育時間の前後・長期休業等に預かりを行う ⑦預かり保育事業 を行っています。	満3歳～ 5歳児クラス	保育料は発生しませんが、副食費等の実費負担金を施設に支払います。 ⑦預かり保育事業 施設で設定する保育料が発生します。（※保育の必要性がある子どもは保育料無償化の対象となります。）	なし
⑤私学助成を受ける幼稚園 学校教育法で定められた教育施設です。施設型給付を受ける幼稚園とは、申請手続きが異なります。 教育時間の前後・長期休業等に預かりを行う ⑦預かり保育事業 を行っています。	満3歳～ 5歳児クラス	施設で保育料を設定しますが、保育料無償化の対象施設です。詳しくは施設にお問い合わせください。また、副食費等の実費負担金を施設に支払います。 ⑦預かり保育事業 施設で設定する保育料が発生します。（※保育の必要性がある子どもは保育料無償化の対象となります。）	なし
⑥認可外保育施設 施設ごとに独自の保育方針に基づき保育を行っています。保育の必要性の事由に該当しない方も利用できます。	0歳児クラス～ 5歳児クラス ※施設によって異なります。	施設で保育料を設定しています。 ★保育の必要性がある3歳児クラス～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスの方は保育料無償化の対象となります。 給食費、行事費等の実費負担金は施設に支払います。	なし

★参考（その他施設）★

○窪田児童センター、上郷児童センターでおおむね3歳～5歳児クラスの子どもの集団保育を行っています。窪田地区または上郷地区にお住まいの方で利用を希望する場合は、各施設に直接お申込みください。

○企業主導型保育事業所は、従業員等の仕事と育児の両立のため、企業自らが保育サービスの提供を行う施設です。利用を希望する場合は、各施設に直接お申込みください。

一時的に子どもを預けられる事業

事業	事業実施施設 (対象年齢)	保育料	備考
⑧一時預かり事業 保護者のパート就労、冠婚葬祭への出席など、家庭での保育が一時的に困難になる場合に利用できる事業です。	明星保育園 (6ヶ月～5歳児クラス) 興道北部保育園 (おおむね1歳～5歳児クラス) そらいろ保育園 (おおむね1歳～5歳児クラス)	<0歳児クラス～2歳児クラス> 1日 3,000円 半日 1,500円(+食事代300円) <3歳児クラス～5歳児クラス> 1日 2,000円 半日 1,000円(+食事代300円)	利用申し込みは各施設です。(病児保育事業の事前登録は市でも可)
⑨病児保育事業 子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な場合に利用できる事業です。	興道南部保育園 塩井保育園 (どちらも生後6ヶ月～小学校3年生まで)	1日 2,000円 5時間まで 1,000円 食事代250円/1回	
⑩ファミリー・サポート・センター事業 子育てのお手伝いをしたい人と子育てのお手伝いをして欲しい人が会員になり、地域の中で助け合う会員組織です。	プチハウス (中学3年生までの子ども)	子ども1人につき1時間の料金 7:00～19:00 700円 6:00～7:00 800円 19:00～22:00 800円 土日・祝日 800円 病児・病後児の預かりの場合は各料金にプラス100円 ※2人目からは半額 送迎を伴う場合は加算	

①～④の施設については、各施設を利用するための申請を市に行ってください。

⑤～⑩の施設または事業については、利用申込及び利用の決定は各施設で行います。市に行ってくださいのは、保育料無償化の対象となるための申請です。

3 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、施設型給付を受ける幼稚園の利用を希望する場合

上記施設の利用を希望する場合、下記の申請区分を確認し、子どものための教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」）申請及び保育所等利用申請を行ってください。

<申請区分>

(1) 施設型給付を受ける幼稚園の利用を希望する方・・・ **Iの申請**

(2) 認定こども園の教育時間（4時間程度）のみの利用を希望する方・・・ **Iの申請**

(3) 保育の必要性があり、保育所、認定こども園、小規模保育事業所の利用を希望する方・・・

IIの申請

※ **Iの申請** と **IIの申請** の施設の利用を併願する場合は **IIの申請** を行ってください。

<教育・保育給付認定>

申請区分	認定区分	支給要件	利用できる施設	保育時間
I	1号認定	満3歳以上	施設型給付を受ける幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	教育標準時間（4時間）
II	2号認定	保育の必要性がある 満3歳以上	保育所・認定こども園（保育所部分）	① 保育標準時間 （最大11時間/日） ② 保育短時間 （最大8時間/日）
	3号認定	保育の必要性がある 満3歳未満	保育所・認定こども園（保育所部分） 小規模保育事業所	

<預かり保育事業を利用する場合>

施設型給付を受ける幼稚園又は認定こども園を1号認定で利用する方のうち、保育の必要性があり、預かり保育事業を利用する方は、保育料無償化の対象となるための「子育てのための施設等利用給付認定（以下「施設等利用給付認定」）申請 **Ⅳの申請** を行ってください。（※P4～5参照）

4 私学助成を受ける幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみを除く）の保育料無償化のための申請について

上記施設または事業を利用する方のうち、下記に該当する場合に保育料無償化の対象となりますので、下記の申請区分を確認し、施設等利用給付認定申請を行ってください。なお、保育所・認定こども園・小規模保育事業所を利用している2号・3号認定の子ども及び企業主導型保育事業所を利用している子どもは申請できません。

<申請区分>

- (1) 私学助成を受ける幼稚園の教育時間のみの利用を希望する方・・・ **Ⅲの申請**
 (2) 保育の必要性があり、認定こども園又は各幼稚園（④・⑤）で行う預かり保育事業の利用を希望する方・・・ **Ⅳの申請**

※満3歳児の場合は、住民税非課税世帯である場合に該当します。

- (3) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみを除く）を利用する方のうち、下記のAまたはBに該当する方・・・ **Ⅳの申請**

A 保育の必要性がある3歳児クラス～5歳児クラスの子どもの、保育所又は認定こども園、一定基準以上の預かり保育事業（平日8時間かつ年間200日以上）を実施している幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方

B 保育の必要性がある住民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスの子どもの、保育所又は認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方

※「入所保留」などの理由により、既に教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受けている場合は、新たに施設等利用給付認定の申請を行う必要はありません。

<施設等利用給付認定>

申請区分	認定区分	支給要件	対象施設等
Ⅲ	新1号認定	満3歳以上	私学助成を受ける幼稚園
Ⅳ	新2号認定	保育の必要性がある満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども（3歳児クラス～5歳児クラス）	<ul style="list-style-type: none"> 各幼稚園（④・⑤）、認定こども園の預かり保育事業利用者（満3歳入園児は新3号、3歳児クラスからは新2号） 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児クラスまで新3号、3歳児クラスからは新2号）
	新3号認定	保育の必要性がある住民税非課税世帯の満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子ども（0歳児クラス～2歳児クラス）	

5 保育の必要性の認定（Ⅱの申請 及び Ⅳの申請）

保育の必要性の認定を受けることができるのは、子どもの保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、保育の利用が必要と認められる場合です。

	事由	内容	保育所・認定こども園（2号・3号） ・小規模保育事業所の保育の利用時間 （保育の必要量）
1	就 労	1か月に48時間以上就労している場合 ※自営業、農業、夜間勤務、内職を含む	月48時間以上120時間未満 →保育短時間（最大8時間/日） 月120時間以上 →保育標準時間（最大11時間/日）
2	妊 娠・出 産	妊娠中または出産後間もなく、兄姉の保育ができない場合	保育標準時間（最大11時間/日）
3	疾 病・障 がい	病気や心身に障がいがある場合	保育標準時間（最大11時間/日）
4	介 護・看 護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合	保育標準時間（最大11時間/日）
5	災 害 復 旧	火災、風水害、震災などの復旧にあっている場合	保育標準時間（最大11時間/日）
6	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合	保育短時間（最大8時間/日）
7	就 学	学校または職業訓練校に就学している場合	就労に準じる
8	育 児 休 業	既に施設を利用している児童の保護者が育児休業を取得する場合 *育児休業事由での新規入所及び認定はできません	保育短時間（最大8時間/日）
9	そ の 他	上記の1～8に類するものと認められる場合	

*就労の事由で認定を受けた方で父または母の仕事が休みの日は、家庭での保育をお願いします。

*事由により、認定期間が限定され、利用も認定期間内となります。

（例） **求職活動**→原則3か月 **妊娠出産**→原則出産日から8週間後の日の翌日の月の末日まで

★「求職活動」理由で申請される場合の注意事項

求職活動による認定期間は3か月です。認定期間3か月の間に就労開始となる就労先を最初の2か月間で決めて、かつ、「就労」理由への変更申請を受理されることが必要です。最初の2か月間（認定期間満了月の前月の月末）で就労先が決まらなかった場合、保育所・小規模保育事業所を利用する子ども、認定こども園の0歳～満3歳未満の子どもは、認定期間満了日で退所していただくことになります。認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用者は保育料無償化の対象外となります。（詳しくはP17、18参照）

★育児休業認定について（これから育児休業を取得する予定のある方は参考にしてください。）

育児休業に係る子どもの兄弟が施設等を継続して利用している場合、育児休業の事由による認定期間は、育児休業に係る子どもが満1歳の誕生日を迎える月の月末です。就労等への変更事由がない場合は有効期間満了日に退所していただくことになります。兄弟の継続入所をご希望の場合等は、認定変更申請を行っていただく必要があります。

（詳しくはP19参照）

6-1 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園（1号）の利用申請（Iの申請）

(1) 申請場所 利用を希望する幼稚園又は認定こども園

(2) 申請に必要な書類等

- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書／子育てのための施設等利用給付認定申請書」（子ども1人につき1枚） （全員）
- ② 副食費徴収免除に係る書類 （該当者のみ）

きょうだいで申請する場合、課税証明書は、1人分は原本で兄弟分はコピーの添付が必要です。

※は市の所定の用紙があります

提出書類	該当する方	備考
令和元年度（平成31年度）市区町村 税所得額・課税額証明書 （扶養人数、所得額、控除額、課税額が わかるもの）	転入の方 平成31年1月1日現在の住民登録 地が米沢市でない父母 ※令和元年度（平成31年度）の市 民税が米沢市で課税されている場合 を除く。）	父・母それぞれの証明書が 必要。収入がなかった場合 も非課税証明書が必要で す。
入所希望児の健康保険証の写し	申請書の⑨でひとり親世帯の方	算定対象者を判定するため 提出が必要です。
障害者手帳等の写し	申請書の③で申請児童本人が障害者手 帳等の有の方	
「障害基礎年金」を受けていることがわか る証書の写し	申請書の⑩で障害者手帳等の有無の欄 で有の方 障害基礎年金受給者に該当 する場合	
※米沢市独自軽減該当申出書	利用申請児童が、同一世帯の小学校6年 生から数えて第3子以降に該当する方	

- ・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- ・住民税未申告の方は副食費免除のための算定ができませんので、必ず申告をしてください。

6-2 施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園（1号） で保育の必要性があり、預かり保育事業も利用する方 の利用申請（Ⅰの申請 + Ⅳの申請）

(1) 申請場所 利用を希望する幼稚園又は認定こども園

(2) 申請に必要な書類等

- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書／子育てのための施設等利用給付認定申請書」（子ども1人につき1枚） （全員）
- ② 副食費徴収免除及び新3号認定申請に係る書類 （該当者のみ）

きょうだいで申請する場合、課税証明書は、1人分は原本で兄弟分はコピーの添付が必要です

※は市の所定の用紙があります

提出書類	該当する方	備考
令和元年度（平成31年度）市区町村民税所得額・課税額証明書（扶養人数、所得額、控除額、課税額がわかるもの）	転入の方 平成31年1月1日現在の住民登録地が米沢市でない父母 ※令和元年度（平成31年度）の市民税が米沢市で課税されている場合を除く。	父・母それぞれの証明書が必要。収入がなかった場合も非課税証明書が必要です。
入所希望児の健康保険証の写し	申請書の⑨でひとり親世帯の方	算定対象者を判定するため提出が必要です。
障害者手帳等の写し	申請書の③で申請児童本人が障害者手帳等の有の方	
「障害基礎年金」を受けていることがわかる証書の写し	申請書の⑪で障害者手帳等の有無の欄で有の方 障害基礎年金受給者に該当する場合	
※米沢市独自軽減該当申出書	利用申請児童が、同一世帯の小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方	
※「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書	一度も結婚歴のないひとり親の世帯（申請児童が満3歳の場合に限る）	満3歳の児童において、寡婦控除適用後の軽減された市民税額により、預かり保育料が無償化の対象になるか確認します

③ 保育の利用を必要とする理由のわかる書類（父、母それぞれの就労証明書等）

きょうだいで申請する場合、原則それぞれに原本を添付してください。（全員）

* 診断書・課税証明書は、1枚分は原本できょうだいはコピー添付可

* 証明書類は、利用希望月の3ヶ月前以降に証明を受けた書類を添付してください。

※は市の所定の用紙があります

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 等	【会社等にお勤めの方】 ※就労証明書	※就労証明書に勤務先で記入してもらい提出してください。雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の前月20日（20日が閉庁日の場合は翌開庁日）までにこども課で手続きが必要です。 * 源泉徴収票の写しを添付する必要はありません。
	【自営業・農業・内職の方】 ※就労証明書及び事業をしていることが確認できる書類	就労証明書を作成し「平成30年分の所得税の確定申告書の第一表の写し」又は「令和元年度（平成31年度）市区町村民税申告書（平成30年中の所得税等）の写しを添付して提出してください。 まだ申告をされていない場合は、必ず事前にお問い合わせください。
	会社等の（代表取締役等）の方	※就労証明書 + 平成30年分の源泉徴収票の写し
	個人事業主から専従者給与を受けている方	

(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出ください
(3) 疾病・障がい	※診断書	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。(1人分は原本できょうだい分はコピー添付可)
(4) 介護・看護	診断書	医療機関任意の診断書(常時介護又は看護が必要と明記されたもの)を提出してください。(1人分は原本できょうだい分はコピー添付可)
(5) 災害復旧	り災証明書	
(6) 求職活動	※求職活動等申告書及び※求職活動支援機関等利用証明書	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関(ハローワーク等)で記入してもらい提出してください。
(7) 就学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類(コピー可)を添付してください。

- ・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- ・住民税未申告の方は副食費免除のための算定または、新3号認定の決定ができませんので、必ず申告をしてください。

7-1 私学助成を受ける幼稚園の教育時間のみを利用する方の申請 (Ⅲの申請)

(1) 申請場所 **利用を希望する幼稚園**

(2) 申請に必要な書類等

- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書/子育てのための施設等利用給付認定申請書」(子ども1人につき1枚) (全員)
- ② 副食費徴収免除に係る書類 (該当者のみ)

きょうだいで申請する場合、課税証明書は、1人分は原本で兄弟分はコピーの添付が必要です。

※は市の所定の用紙があります

提出書類	該当する方	備考
※副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書	副食費免除に係る申請をする方全員	
令和元年度(平成31年度)市区町村民税所得額・課税額証明書 (扶養人数、所得額、控除額、課税額がわかるもの)	転入の方 平成31年1月1日現在の住民登録地が米沢市でない父母 ※令和元年度(平成31年度)の市民税が米沢市で課税されている場合を除く。))	父・母それぞれの証明書が必要。収入がなかった場合も非課税証明書が必要です。
入所希望児の健康保険証の写し	ひとり親世帯	算定対象者を判定するため提出が必要です。
※米沢市独自軽減該当申出書	利用申請児童が、同一世帯の小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方	

- ・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- ・住民税未申告の方は副食費免除のための算定ができませんので、必ず申告をしてください。

7-2 私学助成を受ける幼稚園で保育の必要性があり、預かり保育事業も利用する方の申請（Ⅳの申請）

(1) 申請場所 **利用を希望する幼稚園**

(2) 申請に必要な書類等

- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書／子育てのための施設等利用給付認定申請書」(子ども1人につき1枚) (全員)
- ② 副食費徴収免除及び新3号認定申請に係る書類 (該当者のみ)
 きょうだいで申請する場合、課税証明書は、1人分は原本で兄弟分はコピーの添付が必要です。

※は市の所定の用紙があります

提出書類	該当する方	備考
※副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書	副食費免除に係る申請をする方全員	
令和元年度（平成31年度）市区町村民税所得額・課税額証明書 （扶養人数、所得額、控除額、課税額がわかるもの）	転入の方 平成31年1月1日現在の住民登録地が米沢市でない父母 ※令和元年度（平成31年度）の市民税が米沢市で課税されている場合を除く。）	父・母それぞれの証明書が必要。収入がなかった場合も非課税証明書が必要です。
入所希望児の健康保険証の写し	ひとり親世帯	
※米沢市独自軽減該当申出書	利用申請児童が、同一世帯の小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方	
※「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書	一度も結婚歴のないひとり親の世帯（申請児童が満3歳の場合に限る）	満3歳の児童において、寡婦控除適用後の軽減された市民税額により、預かり保育料が無償化の対象になるか確認します。

③ 保育の利用を必要とする理由のわかる書類（父、母それぞれの就労証明書等）

きょうだいで申請する場合、原則それぞれに原本を添付してください。(全員)

* 診断書・課税証明書は、1枚分は原本できょうだいはコピー添付可

* 証明書類は、利用希望月の3ヶ月前以降に証明を受けた書類を添付してください。

※は市の所定の用紙があります

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 等	【会社等にお勤めの方】 ※就労証明書	※就労証明書に勤務先で記入してもらい提出してください。雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の前月20日（20日が閉庁日の場合は翌閉庁日）までにこども課で手続きが必要です。 * 源泉徴収票の写しを添付する必要はありません。
	【自営業・農業・内職の方】 ※就労証明書及び事業をしていることが確認できる書類	就労証明書を作成し「平成30年分の所得税の確定申告書の第一表の写し」又は「令和元年度（平成31年度）市区町村民税申告書（平成30年中の所得税等）の写しを添付して提出してください。 まだ申告をされていない場合は、必ず事前にお問い合わせください。
	会社等の（代表取締役等）の方	※就労証明書 + 平成30年分の源泉徴収票の写し
	個人事業主から専従者給与を受けている方	

(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出ください
(3) 疾病・障がい	※診断書	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。(1人分は原本できょうだい分はコピー添付可)
(4) 介護・看護	診断書	医療機関任意の診断書(常時介護又は看護が必要と明記されたもの)を提出してください。(1人分は原本できょうだい分はコピー添付可)
(5) 災害復旧	り災証明書	
(6) 求職活動	※求職活動等申告書及び※求職活動支援機関等利用証明書	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関(ハローワーク等)で記入してもらい提出してください。
(7) 就学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類(コピー可)を添付してください。

- ・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- ・住民税未申告の方は副食費免除のため算定または、新3号認定の決定ができませんので、必ず申告をしてください。

8 保育所、認定こども園(2号・3号)、小規模保育事業所の利用を希望する方の利用申請(Ⅱの申請)

<申請について>

- (1) 申請受付期間(年度途中の月(4月以外)からの利用を希望する方)

利用希望月の前々月の1日～末日まで(土・日・祝日を除く)

* 証明書類は、利用希望月の3ヶ月前以降に証明を受けた書類を添付してください。

(例)・6月入所希望の場合、4月1日～30日の平日に申請書を提出

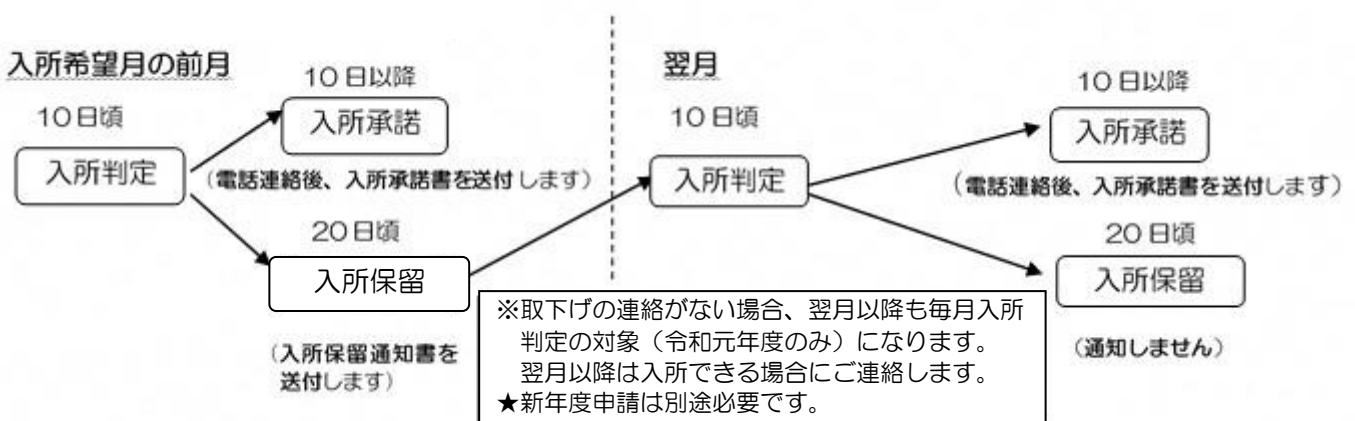
・証明書類は、3月1日以降に証明を受けた書類を添付

- (2) 申請場所 **こども課子育て支援担当**

- (3) 利用の決定について

利用の決定は、申請受付順ではありません。「保育所等利用調整基準指数表」により保育の必要性が高いと判断できる子どもから利用を決定します。保育の必要性の認定を受けた方(2号・3号)でも、保育所等の受け入れ人数に余裕がない場合は、希望月からの利用ができませんので、あらかじめご了承ください。

<年度途中入所の入所決定の流れ>



<申請に必要な書類等>

- (1) 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書／子育てのための施設等利用給付認定申請書」(子ども1人につき1枚) (全員)
- (2) 母子手帳(発育状況等を確認します。)
- (3) 印鑑(スタンプ印は不可)
- (4) 保育の利用を必要とする理由のわかる書類 (父、母それぞれの就労証明書等)

きょうだいで申請する場合、原則それぞれに原本を添付してください。(全員)

* 診断書・課税証明書は、1枚分は原本できょうだいはコピー添付可

* 証明書類は、利用希望月の3ヶ月前以降に証明を受けた書類を添付してください。

※市の所定の用紙があります

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 等	【会社等にお勤めの方】 ※就労証明書	※就労証明書に勤務先で記入してもらい提出してください。雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の前月20日(20日が閉庁日の場合は翌閉庁日)までにこども課で手続きが必要です。 * 源泉徴収票の写しを添付する必要はありません。
	【自営業・農業・内職の方】 ※就労証明書及び事業をしていることが確認できる書類	就労証明書を作成し「平成30年分の所得税の確定申告書の第一表の写し」又は「令和元年度(平成31年度)市区町村民税申告書(平成30年中の所得税等)の写しを添付して提出してください。 まだ申告をされていない場合は、必ず事前にお問い合わせください。
	会社等の(代表取締役等)の方	※就労証明書 + 平成30年分の源泉徴収票の写し
	個人事業主から専従者給与を受けている方	
(2) 妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出ください
(3) 疾 病 ・ 障 が い	※診断書	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。(1人分は原本できょうだいはコピー添付可)
(4) 介 護 ・ 看 護	診断書	医療機関任意の診断書(常時介護又は看護が必要と明記されたもの)を提出してください。(1人分は原本できょうだいはコピー添付可)
(5) 災 害 復 旧	り災証明書	
(6) 求 職 活 動	※求職活動等申告書及び※求職活動支援機関等利用証明書	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関(ハローワーク等)で記入してもらい提出してください。
(7) 就 学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類(コピー可)を添付してください。

* 就労開始予定の場合は、入所月の翌月15日までに就労を開始することが必要です。

(育児休業取得中で復職予定の場合は、就労証明書による会社の証明が必要となります)



(5) 保育料の算定及び副食費徴収免除に係る書類(該当者のみ)

提出書類	該当する方	備考
<p>令和元年度(平成31年度)市区町村民税所得額・課税額証明書 (扶養人数、所得額、控除額、課税額がわかるもの) マイナンバーのわかる書類等について 提出される際に、次の①又は②を提示してください。 ①マイナンバーの提示が必要な対象者の「個人番号カード」の原本又は写し+ 課税証明書 ②マイナンバーの提示が必要な対象者の「通知カード」の原本又は写し、もしくは、「個人番号が記載された住民票」の原本又は写し 来庁者が給付認定代表保護者の場合 + 給付認定代表保護者の身元確認書類(※)の原本 + 課税証明書 来庁者が給付認定代表保護者から委任を受けた代理人の場合 + 委任状(申請書の⑥に委任状の欄があります。) + 代理人の身元確認書類(※)の原本 + 課税証明書 (※)身元確認書類 【写真の表示があるもの】☞いずれか1つ <input type="checkbox"/>運転免許証、<input type="checkbox"/>運転経歴証明書、<input type="checkbox"/>旅券、<input type="checkbox"/>身体障害者手帳、 <input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳、<input type="checkbox"/>療育手帳、<input type="checkbox"/>在留カード、<input type="checkbox"/>特別永住者証明書 【写真の表示がないもの】☞いずれか2つ <input type="checkbox"/>公的医療保険の被保険者証、<input type="checkbox"/>年金手帳、<input type="checkbox"/>児童扶養手当証書、<input type="checkbox"/>特別児童扶養手当証書</p>	<p>転入の方 平成31年1月1日現在の住民登録地が米沢市でない父母 ※令和元年度(平成31年度)の市民税が米沢市で課税されている場合を除く。</p>	<p>父・母それぞれの証明書が必要。収入がなかった場合も非課税証明書が必要です。</p>
<p>※「みなし寡婦(夫)控除」適用申立書</p>	<p>一度も結婚歴のないひとり親の世帯(※申請児童が0歳児~2歳児クラスの場合に限る)</p>	<p>寡婦控除を適用することにより、軽減された市民税額で再算定を行います。</p>
<p>入所希望児の健康保険証の写し</p>	<p>申請書の⑨でひとり親世帯の方</p>	
<p>障害者手帳等の原本 (こども課にて必要な部分をコピーとらせていただきます)</p>	<p>申請書の③で申請児童本人が障害者手帳等の有の方</p>	
<p>「障害基礎年金」を受けていることがわかる証書の写し</p>	<p>申請書の⑪で障害者手帳等の有無の欄で有の方 障害基礎年金受給者に該当する場合</p>	
<p>※私立幼稚園の在園(予定)証明書</p>	<p>同一世帯に幼稚園在園の兄弟がいる方 (満3歳以上のまいつる幼稚園に在園する兄弟)</p>	<p>利用希望児童が0歳児クラス~2歳児クラスの場合で、『多子世帯』に該当し、保育料の軽減の対象になるか確認するために必要です。</p>
<p>特別支援学校幼稚部の在園(予定)証明書(情緒障害児短期治療施設・児童発達支援若しくは医療型児童発達支援事業の利用が分かるもの)</p>	<p>同一世帯に、左記施設等を利用しているお子さん(申請児童の兄弟)がいる方</p>	<p>該当の場合、同時在園と同じように第2子半額、第3子無料となります。 また、3歳児~5歳児クラスの場合、『多子世帯』該当し、副食費徴収免除の対象になるか確認するために必要です。</p>
<p>※米沢市独自軽減該当申出書</p>	<p>利用申請児童が、同一世帯の小学校6年生から数えて第3子以降に該当する方</p>	

- 上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- 住民税未申告の方は保育料及び副食費免除のための算定ができませんので、必ず申告をしてください

9 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（送迎のみを除く）の利用を希望する方の申請（Ⅳの申請）

- (1) 申請場所 こども課子育て支援担当
- (2) 申請受付期間 利用希望月の前々月21日～前月20日まで（20日が土日祝日の場合は、翌開庁日）
- (3) 申請に必要な書類等
- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申請書／子育てのための施設等利用給付認定申請書」（子ども1人につき1枚） （全員）
 - ② 印鑑（スタンプ印は不可）
 - ③ 保育の利用を必要とする理由のわかる書類（父、母それぞれの就労証明書等）
きょうだいで申請する場合、原則それぞれに原本を添付してください。（全員）
* 診断書・課税証明書は、1枚分は原本できょうだいはコピー添付可
* 証明書類は、利用希望月の3ヶ月前以降に証明を受けた書類を添付してください。

※は市の所定の用紙があります

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 等	【会社等にお勤めの方】 ※就労証明書	※就労証明書に勤務先で記入してもらい提出してください。雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の前月20日（20日が閉庁日の場合は翌開庁日）までにこども課で手続きが必要です。 * 源泉徴収票の写しを添付する必要はありません。
	【自営業・農業・内職の方】 ※就労証明書及び事業をしていることが確認できる書類	就労証明書を作成し「平成30年分の所得税の確定申告書の第一表の写し」又は「令和元年度（平成31年度）市区町村民税申告書（平成30年中の所得税等）の写しを添付して提出してください。 まだ申告をされていない場合は、必ず事前にお問い合わせください。
	会社等の（代表取締役等）の方	※就労証明書 + 平成30年分の源泉徴収票の写し
	個人事業主から専従者給与を受けている方	
(2) 妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出ください
(3) 疾 病 ・ 障 が い	※診断書	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。（1人分は原本できょうだいはコピー添付可）
(4) 介 護 ・ 看 護	診断書	医療機関任意の診断書（常時介護又は看護が必要と明記されたもの）を提出してください。（1人分は原本できょうだいはコピー添付可）
(5) 災 害 復 旧	り災証明書	
(6) 求 職 活 動	※求職活動等申告書及び※求職活動支援機関等利用証明書	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関（ハローワーク等）で記入してもらい提出してください。
(7) 就 学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる書類（コピー可）を添付してください。

④ 新3号認定申請に係る書類 (該当者のみ)

きょうだいで申請する場合、課税証明書は、1人分は原本で兄弟分はコピーの添付が必要です。

提出書類	該当する方	備考
令和元年度（平成31年度）市区町村 税所得額・課税額証明書 （扶養人数、所得額、控除額、課税額が わかるもの）	転入の方 平成31年1月1日現在の住民登録 地が米沢市でない父母 ※令和元年度（平成31年度）の市 民税が米沢市で課税されている場合 を除く。）	父・母それぞれの証明書が 必要。収入がなかった場合 も非課税証明書が必要で す。
入所希望児の健康保険証の写し	ひとり親世帯	算定対象者を判定するため 提出が必要です。
※「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書	一度も結婚歴のないひとり親の世帯 （※申請児童が0歳児～2歳児クラ スの場合に限る）	寡婦控除を適用することによ り、軽減された市民税額で再算 定を行います。

⑤ 認可外保育施設の利用を希望している方（全員）

提出書類	該当する方	備考
保育所等利用申し込み等の不実施に係る 理由書	認可外保育施設の利用を希望して いる方全員	保育所等を希望しない理由 を確認し、利用者ニーズを把 握するため。

- ・上記の他にも申請の内容に応じて、書類の提出をお願いする場合があります。
- ・住民税未申告の方は新3号認定の決定ができませんので、必ず申告をしてください。

10 保育料及び幼児教育・保育無償化について

(1) 保育所、認定こども園、小規模保育事業所を利用する0歳～2歳児クラスの子どもの保育料

原則として、父母の市民税額によって保育料を決定します。（祖父母が児童の扶養義務者（家計の主
宰）の場合は、祖父母の税額も合算します）

※未申告の方は保育料の算定ができませんので、必ず申告をしてください。

利用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	H30年度市民税額で算定						令和元年度（H31年度）市民税額で算定					

★詳しくは、「米沢市特定教育・保育施設等保育料」をご覧ください。

なお、住民税非課税世帯については、幼児教育・保育無償化の対象となっています。

<保育料の納付場所>

保育所を利用の方：市に納付

認定こども園・小規模保育事業所を利用の方：利用する施設に納付



(2) 幼児教育・保育無償化の対象者等

		0歳児クラス ～2歳児クラス	満3歳児	3歳児クラス ～5歳児クラス
保育所 認定こども園(保育) 小規模保育事業所		住民税非課税世帯の子ども (全額)	—	全ての子ども (全額)
認定こども園(教育) 施設型給付を受ける幼稚園	教育時間	—	全ての子ども (全額)	全ての子ども (全額)
	預かり保育	—	保育の必要性がある住民税 非課税世帯の子ども (日額上限450円 月額上限16,300円)	保育の必要性がある子ども (日額上限450円 月額上限11,300円)
私学助成を受ける幼稚園	教育時間	—	全ての子ども (月額上限25,700円)	全ての子ども (月額上限25,700円)
	預かり保育	—	保育の必要性がある住民税 非課税世帯の子ども (日額上限450円 月額上限16,300円)	保育の必要性がある子ども (日額上限450円 月額上限11,300円)
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業		保育の必要性がある住民税 非課税世帯の子ども (月額上限42,000円)	—	保育の必要性がある子ども (月額上限37,000円)

★通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象外です。これまでどおり保護者の負担となります。

(3) 預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用費の支払いについて

- ① 保護者の方は、各施設等で設定する保育料を施設等にお支払いしていただきます。
- ② 預かり保育事業、認可外保育施設は施設を通して、保育料に係る請求書等を市に提出していただきます。一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、市外の施設等を利用する場合は、請求書等を直接市に提出していただきます。
- ③ 市で審査を行い、施設等利用費を保護者の方にお支払いします。

1 1 3歳以上の主食費・副食費について

主食費及び副食費については、各施設等に直接お支払いください。ただし、下記に該当する方については、副食費の徴収が免除または補助されます。

(1) 保育所・認定こども園・小規模保育事業所・施設が給付を受ける幼稚園の1号認定子ども(満3歳児クラス～5歳児クラス)及び2号認定子ども(3歳児クラス～5歳児クラス)

下記の①または②に該当する方は、施設に支払う副食費が免除されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - 1号・・・市民税所得割額77,100円以下の世帯が該当
 - 2号・・・市民税所得割額57,700円未満の世帯が該当
(ひとり親世帯等については、77,100円以下)

- ② 1号・・・所得階層にかかわらず、小学校3年生から数えて第3子以降の子ども
 - 2号・・・所得階層にかかわらず、就学前子どもの最年長の子どもから数えて第3子以降の子ども
- ※ 就学前子どもの多子カウントについては、次の施設等を利用する子どもに限ります。
 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

(2) 私学助成を受ける幼稚園（満3歳児クラス～5歳児クラス）

下記の①または②に該当する方は、施設に支払う副食費が軽減されます。（補助金）

- ① 年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額77,100円以下）の子ども
 - ② 所得階層にかかわらず、小学校3年生から数えて第3子以降の子ども
- ※就学前子どもの多子カウントについては、次の施設等を利用する子どもに限ります。
 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

★補助上限額 月額4,500円

12 その他

◇ならし保育

入所してからしばらくは、短時間のならし保育があります。おおむね3日～10日程度ですが、この期間は家庭保育が必要になります。詳しくは施設にご相談ください。

◇就労事由で認定を受けた方の保育について

父または母の仕事がお休みの日は、家庭での保育をお願いします。

◇休園日（保育所、認定こども園、小規模保育事業所）

日曜日、祝日、年末年始の期間です。日曜日及び祝祭日は、興道北部保育園で休日保育を実施しています。対象は米沢市に在住し、休日等においても保育を必要とするおおむね1歳6ヶ月以上の就学前児童です。

◇1ヶ月以上連続して施設をお休みする場合

原則、施設を退所することになりますので、こども課子育て支援担当までご連絡ください。



「求職活動」で新規申請される方へ

「求職活動」認定の手続きのお知らせ

1 「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」による3か月間の認定期間中に就労開始となる就労先が決まらなかった場合、再申請による2か月の継続利用の取り扱いは行いません。

2 「求職活動」の認定期間3か月の間に就労開始となる就労先を最初の2か月間で決めて、かつ、「就労」への変更申請を受理されることが必要です。

例えば、4月1日から6月30日まで「求職活動」で認定を受けられる方は、4月から6月までの間に就労開始となる就労先を4、5月の2か月間で決めていただく必要があります。

「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼届出事項変更届、子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書」(以下「変更申請書」と表示します。)に添付いただく就労証明書は事業所の記載欄がありますので、保護者の方から事業所に提出期限をお伝えの上ご依頼ください。

変更申請に係る書類の提出先は、米沢市こども課(市役所2階6番窓口)になります。なお、書類に不備があると受理できませんので、期限前に余裕をもって提出してください。

(1) 例：4月から6月までの間に就労開始する方

- ① 4、5月に就労開始となる就労先を決めて、4月20日(閉庁日の場合は翌開日)まで変更申請書を提出し受理された場合、5月から認定事由が「就労」に変更となります。
- ② 5、6月に就労開始となる就労先を決めて、5月20日(閉庁日の場合は翌開日)まで変更申請書を提出し受理された場合、6月から認定事由が「就労」に変更となります。
- ③ 6月中に就労開始となる就労先を決めて、5月末日(閉庁日の場合は翌開庁日)まで変更申請書を提出し受理された場合、7月から認定事由が「就労」に変更となります。
- ④ 6月中に就労開始となる就労先を決めている場合でも、5月末日(閉庁日の場合は翌開庁日)まで変更申請書を提出し受理されなかった場合は、入所されている方は6月末日で在園している園を退所いただきます。[認可外保育施設等(※1)を利用の方は保育料無償化対象外となります。]

(2) 例：5月末まで就労先が決まらなかった方

- ① 5月末日（閉庁日の場合は前開庁日）を過ぎますと、入所されている方は6月末日で在園している園を退所いただきます。[認可外保育施設等（※1）を利用の方は保育料無償化対象外となります。] 入所保留中の方は7月1日以降の入所調整は行いません。
- ② 7月1日以降も継続して求職活動の事由で保育所等の利用を希望される場合は、特例措置として、退所届を提出した上で、5月末日（閉庁日場合は前開庁日）までに新規申請をすることができます。その場合、次の（i）及び（ii）書類を提出し受理される必要があります。
 - （i）「給付認定内容変更申請書兼退所届」（5月末日で退所する内容）
 - （ii）「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書、子育てのための施設等利用給付認定申請書」
【添付書類】「求職活動等申告書兼求職活動支援機構等利用証明書」及び
「求職活動等申告書に係る同意書」この特例措置による申請が受理されますと、他の新規申請の方と同じ手続きを経ることとなります。したがって、入所調整の結果、希望園に入所できるとは限りません（入所保留になる場合もあります。）のでご承知おきください。（認可外保育施設等は、そのまま利用できます。）
- ③ この特例措置により継続して入所が決定し、支給認定期間が満了する日の属する前月の末日まで就労先が決まらなかった場合は、支給認定期間が満了する日の属する月の末日で在園している園を退園[認可外保育施設等（※1）を利用の方は保育料無償化対象外となります。]していただき、特例措置による新規申請は認められません。
- ④ 認定こども園に2号認定で入所されていて、7月1日から1号認定への変更をされる場合は、前述の2（2）①、②によらず、6月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで変更の手続きをしてください。この場合、在園しているこども園を1号認定で利用することができます。事前に利用園に申し出ておいてください。

※1 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみを除く）

【問い合わせ先・提出先】

992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市役所健康福祉部こども課子育て支援担当
電話：0238-22-5111（内線3610）

<参考資料②>

育児休暇を取得される方へ

育児休業に係る子どもの兄姉が保育園・認定こども園等を利用している場合、育児休暇の事由による認定で入所できる期間は**1年**となっております。したがって、当該育児休業に係る子どもが満1歳の誕生日を迎える月の月末にて退所していただくことになります。[認可外保育施設等(※1)を利用の方は保育料無償化対象外となります。]

兄姉の継続入所をご希望の方は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼届出事項変更届、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼届出事項変更届、子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書」に就労証明書(育児休業による認定期間が終了する月の翌々月の15日まで復帰することが記載されていること)を添付して、提出期限【育児休業による認定の終了月の20日(閉庁日の場合は翌開庁日)】までに、米沢市こども課(市役所2階6番窓口)に提出いただくことになっております。

ただし、次の要件がすべて満たされている限り、当該育児休業に係る子どもが満1歳の誕生日を迎える月を超えて育児休暇を取得されても、兄姉の継続入所が可能です。

要件1	育児休業による支給認定を受け入所している子どもがいること。
要件2	入所同一世帯に翌年度4月入所の入所決定通知を受けた子どもがいること。
要件3	要件2に該当する子どもが、当該年度において待機児童になっていること。
要件4	当該育児休業に係る子どもが満1歳の誕生日を迎える月の20日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに、支給認定内容変更申請書(育児休業延長の就労証明書を添付)を受理されていること。

※1 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみを除く)

【問い合わせ先・提出先】

992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市役所健康福祉部こども課子育て支援担当
電話：0238-22-5111(内線3610)

<参考資料③>

認定こども園を利用の方へ重要なお知らせ

令和元年 7月

教育・保育給付に係る1号認定（以下「1号認定」と表記します。）から教育・保育給付に係る2号認定（以下「2号認定」と表記します。）に変更を希望される場合の手続きが変更になります。

1 変更点について

（変更前）変更申請により入所判定会議を経ないで1号認定から2号認定へ変更。

（変更後）新規申請により入所判定会議を経て1号認定から2号認定へ変更。

入所調整の結果、保留となった場合、1号認定で利用している施設を変更せずに2号認定で利用ができなくなる場合があります。その場合は1号認定の利用となります。

将来1号認定で利用している施設を変更せずに2号認定での利用を考えておられる場合は、慎重にご判断ください。

2 変更時期について

2号認定の利用希望開始月が令和2年4月以降分から適用します。2号認定の利用希望開始月の前々月の末日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで新規申請をしてください。

2号認定の希望開始月が令和2年3月までの分は、従来どおり2号認定の利用希望開始月の前月の20日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで変更申請をしてください。

3 手続きについて

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書、子育てのための施設等利用給付認定申請書」（以下「申請書」と表示します。）に記入就労証明書等の必要書類を添付して2号認定の希望開始月の前々月の末日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに米沢市こども課（市役所2階6番窓口）で新規申請をしてください。書類に不備がありますと受理できませんので余裕をもってお手続きください。

（例）現在1号認定を受けている利用している施設を変更せずに令和2年5月から2号認定での

利用を希望にされる場合

① 3月末日まで申請書を提出し受理された場合、入所判定会議において5月からの2号認定での利用調整を行います。

② 入所判定会議において2号認定での利用についての可否を決定いたします。

③ 各保護者に②で可だった場合は内定、②で不可だった場合は保留の通知を郵送します。

保留となった場合、当該年度内に限り引き続き利用調整を行います。内定となるまでの間は1号認定のまま利用いただくことになります。

【問い合わせ先・提出先】

992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市役所健康福祉部こども課子育て支援担当
電話：0238-22-5111（内線3610）